

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 5年 6月 30日

住 所 兵庫県神戸市中央区神戸空港1番

事業者名 関西エアポート神戸株式会社

代表者名 代表取締役社長 山谷 佳之
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1)旅客施設の整備に関する事項

当社が管理する神戸空港は、移動等円滑化基準に適合しているが今後、利用者数増加が見込まれており、より高い水準のバリアフリー化を目指す。

(2)旅客支援、情報提供教育訓練等に関する事項

①お客様にスムーズ空港をご利用いただくめ、空港をご利用いただく前から利用時まで様々な情報を提供すべく、HPや館内の音声情報可視化等改善を行う。

②お客様にわかりやすい案内表示等のハード整備（ユニバサルデザイン）加え、航空会社や商業施設などの港内事業者等とも協力し、人的支援充実を図る。

③今後、世界パラ陸上競技選手権（神戸）、大阪万博により世界中から多くのお客様が関西に集まることから、お客様の立場にたった対応が可能となるよう社員および空港内事業者に対して教育、訓練等を実施する、

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設 及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
点字ブロックの改修	エスカレーター等の点字ブロックの改修を行う。（2021年～2023年）

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
保安検査場における筆談対応 旅客搭乗橋と航空機の段差対応	航空会社と連携の上、保安検査場における聴覚障がい者等対応のため筆記用具による筆談対応の実施する。 航空会社と連携の上、旅客搭乗橋と航空機における段差解消については、専用の器具を設置する。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
空港を利用する他事業者との連携	航空会社、空港内事業者との連携強化を行い、人的な支援の充実を図る。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ウェブアクセシビリティの改善	高齢者、障害者等が当施設を安心して使用していただけるよう、既存HPの修正を行う際にはウェブアクセシビリティを意識して修正する。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バリアフリー研修の実施	職員に対して国土交通省が定める交通事業者向け接客研修プログラムに準拠した研修を行う。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
デジタルサイネージへの掲出	ターミナルビル内のデジタルサイネージにおいて、お困りのお客様に対するお声掛けへのご協力に関する動画等を掲出する。

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・航空会社や交通事業者と、それぞれに寄せられた、航空機、空港、交通機関に関する障がい当事者等の意見を集約・共有する。 ・担当部署を中心に確認と評価を実施する会議を開催する
--

Ⅳ 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

Ⅴ 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表

Ⅵ その他計画に関連する事項

- 注 1 Ⅳには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Ⅴには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 Ⅵには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。